

中城村地域公共交通協議会幹事会設置規程（案）

令和 6 年 月 日制定

（目的）

第 1 条 この規程は、中城村地域公共交通協議会規約（令和 6 年 月 日施行。以下「規約」という。）第 9 条の規定に基づき、中城村地域公共交通協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第 2 条 幹事会は、中城村地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）に提案する事項について協議又は調整するものとする。

（組織）

第 3 条 幹事会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- （1）総務課長
- （2）企画課長
- （3）住民生活課長
- （4）福祉課長
- （5）産業振興課長
- （6）都市建設課長
- （7）まちづくり推進課長
- （8）教育総務課長

（幹事長及び副幹事長）

第 4 条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長に企画課長、副幹事長に都市建設課長をもって充てる

2 幹事長は幹事を代表し、会務を総理する。

3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故はあるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 幹事会の会議(以下「会議」という。)は、幹事長が招集する。

2 会議は、幹事の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 3 幹事については、幹事会に代理の者を出席させることができる。
- 4 幹事会の議事は、出席した幹事及び代理人の過半数で決し、可否同数の場合は、幹事長の決するところによる。
- 5 幹事会は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対して、会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 幹事長は、必要と認めるときは、幹事の招集を行わず、書面その他の方法（以下「書面等」という。）によって会議を行うことができる。
- 7 幹事会における協議の結果等については、協議会に報告するものとする。

(庶務)

第6条 幹事会の庶務は、協議会事務局において処理する。

附 則

この規程は、令和6年 月 日から施行する。